

京都市告示第 251 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 9 月 12 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科東野緯 53 号線	山科区東野舞台町 90 番地の 3 地先から 同区栗栖野打越町 17 番地の 6 地先まで	メートル 57.30	メートル 21.73 ~ 23.01

(建設局土木管理部道路明示課)